

**改正消費税**  
**( 税率アップ・軽減税率への実務対応 )**

2019年10月からの消費税改正点

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 宮崎 敦史

### インボイス制度

2023年10月からは「適格請求書等保存方式」として、インボイス方式が導入されます。インボイス方式導入後は原則として、インボイスがない場合には仕入税額控除が出来なくなります。インボイスの発行に当たっては、登録申請が必須なので、手続きの面でも注意が必要です。

#### ・ インボイス方式の導入

2023年10月1日から、インボイス方式(適格請求書等保存方式)が導入されます。

新たに適格請求書発行事業者登録制度が創設され、原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」又は「適格簡易請求書」の保存が仕入税額控除の要件とされ、登録事業者は適格請求書の交付・写しの保存が義務付けられます。

また、免税事業者は適格請求書発行事業者になることができないことや、罰則等が強化されることなど、改正前とは大きく制度が変わります。帳簿の記載要件に「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」が加えられる点は、区分記載請求書等保存方式と同じです。

#### 適格請求書発行事業者の概要

適格請求書発行事業者登録	「適格請求書発行事業者」とは、申請書を提出し、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者です。 <b>免税事業者は登録ができません。</b> 2021年10月1日から申請の受付が開始されます。
適格請求書発行事業者の公表	適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号等については、インターネットで公表されます。
適格請求書発行事業者の登録の取消し	適格請求書発行事業者が、登録の取り消しを求める届出書を提出した場合には、税務署長が登録を取り消すことができます。
事業者免税点制度との適用関係	登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、事業者免税点制度は適用されません。 → <b>免税事業者は「適格請求書発行事業者」にはなれません。</b>
登録国外事業者制度に係る経過措置	2023年9月30日現在での電気通信利用役務の提供に係る登録国外事業者は、2023年10月1日に適格請求書発行事業者の登録を受けたものとみなされます。